

横浜市川づくりコーディネーターの登録等に関する要綱

制定 道河企第 641 号 令和 2 年 3 月 30 日（道路局長決裁）

制定 道河企第 397 号 令和 3 年 9 月 27 日（道路局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全を図るための市民協働による川づくりにおいて、横浜市川づくりコーディネーター制度要綱（令和 2 年 3 月道河企第 641 号。以下「コーディネーター要綱」という。）に定める川づくり支援を行うにあたり、市民・団体等と横浜市との間を取り持ち、川づくりについて専門的な立場でアドバイスを行う川づくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の登録・派遣に際し必要な事項を定めることを目的とする。

（コーディネーターの活動内容）

第 2 条 コーディネーターは、市民協働による川づくりを推進するために、市民等との話し合いの場の設定や、関係機関との協力や支援の促進に努めるとともに、それぞれ以下の役割を担うこととする。

- (1) ファシリテーター：川づくりにあたって実施する川づくり会議の企画、運営、議事進行
- (2) 河川利用技術者：川遊び企画の提示や河川利用手続きへのアドバイス
- (3) 河川環境技術者：自然観察会の講師や環境への配慮事項の解説
- (4) 河川土木技術者：川づくりの計画、設計、施工へのアドバイス

（募集する人材）

第 3 条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして登録することができる。

- (1) 川づくりコーディネーター制度の主旨を理解し、その目的に賛同する者
- (2) 専門的技術・経験をもとに公平・公正な立場でアドバイスを行うことで、治水と環境のバランスに配慮した川づくりに協力できる者
- (3) 河川管理者や河川に関心のある市民・河川愛護団体等との円滑なコミュニケーションを図り、魚類の生息環境の改善や河川の利活用の促進に取り組める者
- (4) 別表 1 に示す役割に応じた経験、能力を有する者
- (5) コーディネーターとして活動する際に必要な PC スキル（E-メールでのやりとり、ワード、エクセルでの資料作成など）を有する者

（活動場所）

第 4 条 コーディネーターの活動場所は、横浜市が管理又は施工・維持する河川（河川法が適用又は準用される河川に限る。）とする。

（登録申請）

第5条 コーディネーターの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川づくりコーディネーター登録申請書（様式第1号-1）、川づくりコーディネーター登録シート①・登録シート②（様式第1号-2）を市長に提出しなければならない。

（選定）

第6条 市長は、前条の登録申請があったときは、別表2に掲げる選考委員に審議をさせ、適当と認める場合にはこれを選定するものとする。

2 選考委員は、前項に定める審議を、別表第1（あ）欄に掲げる分野ごとに、同表（い）欄に掲げる基準に基づき、同表（う）欄に掲げる資格の有無を参考に、前条に定める書類により一次選定を行う。

3 選考委員は、一次選定で適当と認めた場合に、申請者と面接を行い、第3条に掲げる事項について確認を行う。

（選定結果の通知）

第7条 市長は、前条の選定の結果について川づくりコーディネーター登録決定通知書（様式第2号-1）又は川づくりコーディネーター登録不決定通知書（様式第2号-2）により通知する。

（登録）

第8条 市長は、第7条により申請者を川づくりコーディネーターとして選定したときは、選定された者を川づくりコーディネーターリストに登録する。

2 川づくりコーディネーターリストは、そこに登録されたコーディネーターに係る川づくりコーディネーター登録シート①・登録シート②（様式第1号-2）と併せて、一般の閲覧に供するとともに、本市ホームページにより公表する。

（登録期間）

第9条 前条の登録の有効期間は、登録の日（以下「登録日」という。）から3年後の日が属する年度の末日までとする。

（登録に係る費用）

第10条 登録にあたり登録費は不要とする。ただし応募、面接等にあたっての通信費や交通費等は申請者の負担とする。

（登録内容の変更）

第11条 コーディネーターは、第5条に掲げる書類に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに川づくりコーディネーター登録内容変更届（様式第3号-1）を市長に提出しなければならない。

（登録の更新）

第12条 市長は、コーディネーターが第9条の登録期間の満了後も継続して登録を希望する場合、当該登録期間中にコーディネーター要綱に基づいて派遣されたことがある者については、第6条の規定にかかわらず、川づくりコーディネーターリストへ登録することができるものとする。

(登録の抹消)

第13条 次の場合、コーディネーターの登録を抹消する。

- (1) コーディネーターから登録の抹消について川づくりコーディネーター登録抹消届出書(様式第3号-2)により申出があったとき
- (2) コーディネーターがこの要綱に定める事項に違反したとき
- (3) コーディネーター等として不適切な行為を行ったとき

(コーディネーターの派遣)

第14条 市長は次に掲げる場合、川づくりコーディネーターリストから派遣するコーディネーターを選定する。

- (1) コーディネーター要綱による川づくり支援申請について、支援を決定しコーディネーターの派遣が必要と判断した場合
- (2) 横浜市が必要と認める場合

2 派遣するコーディネーターは、派遣先の支援申請の内容とコーディネーターの登録内容を照合し定めるものとする。

(派遣前協議)

第15条 市長は前条により派遣するコーディネーターを選定した場合、派遣先における実施内容の詳細について、当該コーディネーターと協議を行うものとする。

(実施計画書の提出)

第16条 派遣されるコーディネーターは、前条の協議結果を踏まえ、派遣前に実施計画書(様式第4号-1)を市長に提出しなければならない。

(派遣先での活動)

第17条 派遣されるコーディネーターは、第15条の協議結果及び前条の実施計画書に基づき、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全を図るための市民協働による川づくりにおいて、市民・団体等と横浜市との間を取り持ち、川づくりについて専門的な立場でアドバイスを行うものとする。

(実施報告書の提出)

第18条 派遣されるコーディネーターは、派遣先での活動の後、実施報告書(様式第4号-2)を市長に提出しなければならない

(報酬の支払い)

第 19 条 市長は、前条により提出された実施報告書を確認したのち、報酬を支払うものとする。

2 報酬は、地域への1回の派遣に対して支払うものとし、1回の派遣には派遣前協議、実施計画書の提出、派遣先での活動、実施報告書の提出、交通費を含むものとする。

(担当窓口)

第 20 条 この要綱に定める事項についての事務は、道路局河川部河川企画課が行う。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は道路局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

別表 1 コーディネーターの役割と必要とする経験・能力等

(あ)役割	(い)必要とする経験・能力等	(う)選定の際に参考とする資格等
ファシリテーター	<ul style="list-style-type: none"> ・河川事業、河川利用、河川環境についての広範な知識を有すること ・河川事業や河川利用について市民等との合意形成を図った経験を有すること。 	
河川利用技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・河川占有、かわまちづくり等の手続き、関連する法令、河川の多様な利活用方法など、河川の利用について市民等へアドバイスできる十分な知識があること ・河川行政担当者として、または専門的な立場で河川利用の手続き、イベントの企画運営などを行った実績があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ RAC 有資格者 ・ プロジェクトワイルド ・ プロジェクト WET
河川環境技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境や動植物とその相互の関係、自然環境調査手法等について市民等へアドバイスできる十分な知識があること ・生物調査・研究の実績や自然観察会、住民説明会等で環境についての解説、案内等を行った経験を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士 ・ 環境カウンセラー ・ 生物分類技能検定 ・ プロジェクトワイルド ・ プロジェクト WET
河川土木技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・河川計画、河川構造物について市民等へアドバイスできる十分な知識があること ・多自然川づくりや魚道についての計画、設計、施工管理等の実績を有すること ・住民説明会等で、解説や講演等を行った実績を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士 ・ 博士（工学）

別表 2 選考委員

委員長	道路局 河川部長
委員	道路局 河川部 河川企画課長
	道路局 河川部 河川企画課 担当係長